この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知 【提出用】

令和6年10月15日

登録番号		号	99999901-10	00-00999	
学	年	<i>k</i> -k-	3 年	10	組
		寸	出席番号	A	000001
氏		名	学校用 見ね (ガツコウヨウ ミホン	y) Z	様

* 99999901

#7999999

交付書類コード= G

※ コードにより交付される書類が異なります。

封筒の裏面にてご確認ください

要確認!! コードによって提出物が異なります

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

ь	込 内 容	給付奨学金	貸与奨学金		入学時特別増額貸与奨学金		
4	込 M 谷	希望する		希	希望しない		
			給付生	芝学金 (※4)	貸与奨学金		
	· 建	全生 田	促液	甫者決定	ア〜ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
	選 考 結 果		支援区分	分:第Ⅲ区分	ア:併用貸与(※1)	イ:第一種奨賞	学金 ウ:第二種奨学金
			【多一	子世帯〇】	_	_	_
要	国籍・在留資	格等		0	_	_	_
要件	家計に関する	基準		0	_	<u>—</u>	_
惟恕	曜 学業成績・学修意欲に関する基準		準	0	_	_	_
-確認(※2)	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)		[込]	0	_	_	_
2	2 マイナンバー関係書類の提出			0	_	_	_
	その他必要書類の提出べい			\cap		_	_

- ※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
- ※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類の不備未解消や未提出等の理由による判定不可を含む。)、「一」は申込時に希望していない ため未判定であることを表します。
- ※3 「その他必要書類の提出」の「その他必要書類」とは、「特学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「課税(所得)証明書」等収入等に関す る証明書類等又は国籍・在留資格に関する証明書類(該当者のみ)等です。
- ※4 給付奨学金の選考結果欄に【多子世帯○】の表示がある場合、第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれにおいても、 令和7年度から実施する多子世帯としての支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生 採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

		· • / • / • / • · · · · · · · · · · · ·			
		給付奨学金(注1)	第一種奨学金 (無利子) _(注5)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額 貸与奨学金(有利子)
利用条件		支援区分:第Ⅲ区分	_		
(注2) (注3)			_	_	_
申込時の	貸与額	******	_	_	_
選択内容	返還方式	*******	_	_	_
	保証制度 (注6)	*******	_	_	
(注4)	利率の算定方法	*******	******	_	_

- 注1 給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校(確認大学等)に進学しなければ採用されません。さらに、利用条件に「(私立理工農)」と記載のある人は、確認大学等のうち私立かつ理工農系の分野として国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学しなければ採用されません。給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。
- 注 2 給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の 給付奨学金の月額は、月額表(「給付奨学生採用候補者のしおり」参照)に記載の()内の金額になります。
- 注3 給付奨学金の支援区分が第IV区分の人のうち、「(多子世帯)」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「(私立理工農)」と記載のある人は、私立学校の理工農系の学科に進学した場合に理工農系として支援を受けることができます。
- 注4 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます(「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります)。
- 注5 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照)の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用:不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの選択となります)。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。 注6 海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度」への両方の加入が必要です。

(注意事項)

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」33ページに従って手続きを行ってください。



#7999999

【(国内大学等進学者用) 進学後記入欄】

※海外大学進学者は記入不要です

		次海外人子進子有は記入个安です。						
学籍番	号							
学部・学科								
(フリカ	i ナ)							
氏名	,							
進学後の	住所							
連絡先(本人)	電話番号	携帯 電話 番号						
1. 奨学	月佚	人名義の普通預金(通常貯金) □座を金融機関に設けました。						
	2. 給付奨学金について (給付奨学金の採用候補者となっている人は、 <u>いずれか1つの口にチェック</u>) 進学届にて「自宅通学」を選択します(入学月より自宅通学となるため)。 日より自宅外通学となるため)。 外通学であることの証明書類 を提出します。							
3.貸 与突 (1) <u>入学</u>		該当者は、この書面と一緒に様式と証明書類の提出が必要です。提出についての詳細は「自宅外通学証明書類の提出について」の資料を確認してください。						
		領貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込:必要」 人は、次のどちらかの口にチェック)						
つい ① ② □ イ	いては、プ 「入学 融資で (圧着 ンターネ	籍額貸与奨学金を利用します。 本紙に次の2点の書類を添えて提出します。 時特別増額貸与奨学金に係る申告書」(本通知に同封の様式) きないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも提出します。) ットで提出する進学届の提出時に、入学時特別増額貸与奨学金を辞退します(必要書 いなかった場合を含む)。						
(2) 保証	制度 (「人的保証」を選択している奨学金がある人は、 <u>次のどちらかの口にチェック</u>)						
	連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が <u>日本学生支援機構の定める条件に合致する</u> ことを <u>確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き</u> 受ける旨の承諾を得ました。 進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します れなかった場合を含む)。							

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知 【本人保管用】

登録番号	99999901-100-00999				
学年等	3	年		10	組
子干寺	出席番-	号		A000	0001
氏 名	学校用 ! (ガツコウヨウ	見本 ミホン)			様

APPONS SILE この【本人保管用】は、 学校に提出せず大切に 保管すること!

UAM

②氏名:氏名が正しいことを確認してください。特にカナ氏名が違っていると奨学金の振込ができません。

本機構は、あなたを下記のとおり令和7年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。 ついては、あなたが令和7年度に本機構奨学金対象の学校に進学(高等専門学校3年次生の場合は本機構奨 ついては、 学金対象の高等専門学校4年次に進制 期限 ③選考結果: 奨学金の種類ごとに選考結果が「候補者決定・不採択」 までに所定の手続きを完了したときに として記載されています。

1. 申込内容及び選考結果

給付奨学金 貸与奨学金 入学時特別增額貸与奨学金 申込内容 希望する 希望しない 希望しない

		給付奨学金(※4)	貸与奨学金			
	選 考 結 果	候補者決定	ア〜ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます			
	选	支援区分:第Ⅲ区分 【多子世帯〇】	ア:併用貸与(※1)	イ:第一種奨学金	ウ:第二種奨学金	
			_	_	_	
要	国籍・在留資格等	0	<u>—</u>	<u>—</u>	_	
件	家計に関する基準	0	_	_	_	
確認	学業成績・学修意欲に関する基準	0	_	_	_	
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	0	_	_	_	
2	マイナンバー関係書類の提出	0	_	_	_	
給	は授学全の欄に「不採用「多子世帯					

給付奨字金の欄に「个採用【多子世帯〇】] [と記載のある場合、新たに申込が必要です。

下記を確認してください。

賃を受けることを表します

④選考結果の内訳:奨学金の種類ごとに該当状況が「〇・×」で 記載されています

ての他必要書類の促出

※4 給付奨学金の選考結果欄に【多子世帯○】の表示がある場合、第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれにおいても、 令和7年度から実施する多子世帯としての支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。

採用候補者となった奨学金の内容について

		給付奨学金 (注1)	第一種奨学金 (無利子) _(注5)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額 貸与奨学金(有利子)
利用条件		支援区分:第皿区分	_	_	_
th 12 mt o	貸与額	*******	_	_	_
申込時の選択内容	返還方式	********	_	_	_
	保証制度 (注6)	********	_	_	_
(注4)	利率の算定方法	*******	******	_	

給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を 「(私立理工農)」と記載のある人は、確認大学等のう せん。給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の 定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎

- 注2 給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帝の日毛から地 給付奨学金の月額は、月額表(「給付奨学生採用候補者のしおり」参照)に記載の()内の金額になります。
- 注3 給付奨学金の支援区分が第Ⅳ区分の人のうち、「(多子世帯)」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「(私立理工農)」と記載 のある人は、私立学校の理工農系の学科に進学した場合に理工農系として支援を受けることができます。
- 注4 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます(「進学届」の提出により内容が確定し、そ の後は変更できない等の制限が発生することがあります)
- 注5 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種 者のしおり」参照)の中から「進学届」にて選択しま 額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの 注6 海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度

進学届提出用パスワー	ド(半角英数	(字10桁)
※ 准学後の手続きに	て必要になります	t _

事 項 −必ず確認してください− 重

1. 進学先について

採用候補者として進学して奨学金を利用できる学校(課程)は次のとおりです。

	学校種別 (課程)	給付奨学金	貸与奨学金				
国内大学等	大学・短期大学	O ^{*1}	0				
		通信教育課程・放送大学	O [*] 1	× ^{※2}			
		×	O**3				
	専修学校(専門課程)		O ^{*1}	0			
		通信教育課程	O ^{*1}	× ^{※2}			
	高等専門学校(4年次)		O [*] 1	O**4			
海外大学		×	O [*] 5				

- ※1 給付奨学金を受けられるのは、国・地方公共団体により、給付奨学金の対象校となることが確認された学校に限ります。 なお、毎年、国・地方公共団体により審査が行われるため、対象校には変動があります。
 - 毎年9月初旬頃に最新の対象校一覧が公表されます。 https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm (文部科学省)
- 進学届による手続きはできませんが、スクーリング受講者は進学後に奨学金の申込みが可能です。進学後に進学先の学校に相談し てください。(在学採用)。
- × 3 対象となる別科に ついては、「貸与奨学生採用候補者のしおり」9ページにてご確認ください。
- 高等専門学校4年次に編入する場合に限ります。 高等専門学校4年次に編入する場合に限ります。 海外大学で利用できる奨学金は、第二種奨学金(+入学時特別増額貸与奨学金)のみです。なお、対象となる学校は「貸与奨学生 採用候補者のしおり」35ページにてご確認ください。

2. 進学時の必要手続きについて

進学時には本通知(【提出用】)と併せて必要書類等を提出し、スカラネット(インターネット)から「進 学届」を提出する必要があります。進学後の手続きや必要書類等の詳細については「給付奨学生採用候補者 のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」にて確認してください。

3. 貸与奨学金に係る留意点について

日本学生支援機構の貸与奨学金は、奨学生となるあなた本人に返還の義務があるものです。 将来、返還することを念頭に置きつつ、貸与を受けること自体の要否を含め、真に必要となる金額 について、保護者の方等ともよく相談し、決定するようにしてください。

4. 採用候補者の採否等に関するQ&Aについて

給付奨学金及び貸与奨学金における家計基準による判定は、税制に準拠した計算となっており、家族構成 や生計維持者が扶養している家族の人数なども影響しますので、収入・所得が少ない世帯の人は必ず対象に なり、多い世帯の人は対象にならないというものではありません。

より具体的に確認する方法として、本機構ホームページに計算手順等を掲載していますので、採否等に疑 問のある方等は、下記のページよりご確認ください。

◆【高校生等対象】給付奨学金の選考について◆

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/koukou_kyufu_qa.html

◆【高校生等対象】貸与奨学金の選考について◆

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/koukou_taiyo_qa.html

(秋入学について)

給付奨学金については、採用決定後も毎年10月に家計基準の見直しを行います。秋入学の場合、入学月によっては「進学届」の提出に併せて家計基準の見直 しを行うことがあるため、表面「2. 採用候補者となった奨学金の内容について」に記載の給付奨学金の利用条件にある支援区分での採用とならない場合があ

(進学のために離職を予定している方の特例措置について)

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合 は、進学する本人の所得を算入しない特例措置が適用される場合があります。詳細は、本機構ホームページをご確認ください。 學學學

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/voyaku/sinngakumaerisvoku.html

(奨学金に関する「不採用」の決定(処分)に係る審査請求・処分の取消しの訴えについて)

本紙表面に記載の奨学金に関する「不採用」の決定(処分)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立 行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をするこ とができません

審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構(代表者 理事長)を被告として、処 分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができま せん。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して当該裁決 を経た後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起する ことができません。

★本通知を紛失した場合には、奨学金の振込開始が大幅に遅れますので、紛失しないよう気を付けてください。

